

栃木県における水銀廃棄物に係る
許可証の取扱い
～栃木県ホームページから～

産業廃棄物収集運搬業における水銀廃棄物に係る許可証の取扱い

廃棄物処理法施行令等が改正されたことに伴い、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有はいじん等」が定義され、許可申請等（新規・更新・変更）の際には、その取扱いの有無を明らかにすることになりました。

平成29年10月1日以前から水銀廃棄物の取扱いがある許可業者にあっては、平成29年10月1日以降最初の許可申請等までの間は、従来の許可証の記載のまま水銀廃棄物の収集運搬が可能です。

また、栃木県では、10月1日以前にこれら水銀廃棄物の取扱いがあり、許可申請等による手続よりも前に、取扱っていることを許可証で明らかにしたいことを希望する許可業者の方に対し、変更届を提出いただくことで、新しい許可証を交付します。

更新許可申請、変更許可申請の際は、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有はいじん等」を取り扱うかの確認をします。取り扱う場合は、申請書の「事業の範囲」の欄等にその旨記載していただくか、申請書を添付するか、いずれかの対応をしてください。

なお、収集運搬業で積替保管の許可を有する事業者及び中間処理業の許可を有する事業者において、水銀廃棄物に係る手続をご希望の方は、事前に取り扱い窓口（各許可証に記載の担当窓口）に予約を取ったうえで、その内容について相談してください。

【希望する許可業者（収集運搬業（積保なし））のみ】

1 届出に必要な書類

(1) 変更届

記載例を参考に変更届を記入するか、又は変更届には「別添申請書のとおり」とのみ記載し申出書を添付するか、いずれかの方法により変更届を作成してください。

【変更届（水銀廃棄物用） 記載例 申出書】

(2) 許可証（原本）

(3) 返信先を記載し簡易書留分の切手（450円）を貼付した返信用封筒もしくはレターパックプラス（許可証返送を郵送希望の場合）

2 届出方法

(1) 持参又は郵送

（持参の場合は、平日午前9時～12時、午後1時～5時まで（※予約は不要））

(2) 提出部数…正副2部（副本は返却）

(3) 手数料…不要

記載例

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

届出日を記載

平成 年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

届出者

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

氏 名 株式会社 とちまる産業

代表取締役 とち 太郎 [印]

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 028 (623) 〇〇〇〇

FAX 028 (623) 〇〇〇〇

現行許可の許可日と
 許可番号を記載

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る

以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において
変更
 準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	取り扱う産業廃棄物の種類を明示するため、含む表示とするもの ・燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む） ・汚泥（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む） ・廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	これまでに取扱いのある水銀を含む産業廃棄物に係る品目 ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず、 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

既に許可を有する品目のうち、水銀廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）の追加を希望する品目を記載

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな)	生	本	籍
氏 名	役職	住	所
許可証（原本）を添付のこと			

取り扱う水銀廃棄物にかかる品目に対し、「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」の別を記載

廃止又は変更の理由 省令に水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が定義されたため

担当者等連絡先 〇〇部 氏名 〇〇 〇〇 : 電話 028-623-△△△△

備考 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出」

収集運搬業者名	
記入者名 (担当者もしくは行政書士名)	

1 意向確認(該当するほうに○)

ア. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は取り扱いしません。

イ. 平成29年10月1日以前から、下の表で○をつけた水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱い実績があり、引き続き取り扱います。

収集運搬にあたっては、処理基準を遵守し、破碎はせず、他の廃棄物と混合することのないように区分して収集運搬します。

2 平成29年10月1日以前から、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱い実績があり、引き続き取り扱うものの欄に○を記入。

	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
燃え殻		
汚泥		
廃油		
廃酸		
廃アルカリ		
廃プラスチック		
金属くず		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
鉱さい		
ばいじん		

許可番号 0090099991

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 栃木県宇都宮市塙田町1-1-20

氏名 株式会社 廃対興業2
代表取締役 栃木 たろう

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一

許可の年月日 平成27年 5月 1日

許可の有効年月日 平成32年 4月30日

1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

① 積替えを除くもの。

- ・燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)
- ・汚泥
- ・廃プラスチック類(石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・がれき類(石綿含有廃棄物を含む)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成27年 5月 1日

5. 積替え許可の有無

有 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 無